

豊橋市と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部との 連携・協力に関する協定書

豊橋市と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部とは、相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は豊橋市と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部とが包括的な連携・協力のもと、まちづくり、生涯学習、文化、福祉、産業振興などの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 豊橋市と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域のまちづくりの推進
- (2) 生涯学習、文化、福祉の向上、スポーツ、健康づくりの振興
- (3) 地域産業の振興
- (4) 人材の育成
- (5) 持続可能な社会、多文化共生社会の構築
- (6) その他必要と認める事項

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2か月前までに、豊橋市と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、自動的に更新される。

(その他)

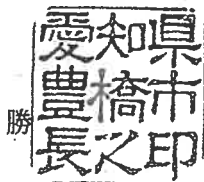
第4条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及び成果の利用条件等必要な事項については、豊橋市と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部が協議して別に定めるものとする。

本協定書は2通作成し、豊橋市と豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部がそれぞれ1通を保有する。

平成18年2月8日

豊橋市長

早川

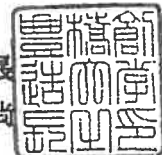


早川 勝

豊橋創造大学長

豊橋創造大学短期大学部学長

佐藤 勝尚



佐藤 勝尚